

会議録概要書

1. 会議名 第7回中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会
2. 日 時 令和8年1月28日（水）14時から（傍聴可能）
3. 会 場 中間市役所別館3階 特別会議室
4. 傍聴者 6名

5. 概 要

①議事

- ・コミュニティ広場再編に関する答申案について
→答申案のとおり最終決定。
- ・学校再編に関する答申案について
→当日いただいた委員のご意見を踏まえ、会議終了後に答申案の調整を行う。
調整後、委員長が確認を行った上で最終決定する。

②事務局からの連絡

→なし

6. 総 括

第7回会議では、委員のご意見を踏まえて作成いたしましたコミュニティ広場再編及び学校再編に関する答申案について、委員の皆様にご審議いただきました。

審議の結果、コミュニティ広場再編に関しては、答申案のとおり最終決定され、学校再編に関しては、当日いただいた委員のご意見を踏まえて、会議終了後に答申案の調整を行った後、最終決定することとなりました。

これにより、この会議を本検討委員会による最後の会議とし、市長及び教育委員会への答申は、予定通り2月6日に実施することが決定いたしました。

なお、今回の会議は、これまでの会議と同様、傍聴可能な会議として開催しました。議事録は、出席者の個人名を除き、全文を公開いたします。

7. 議事録

【委員長】

定刻前ではございますが、皆様揃われておりますので、始めさせていただきます。第7回中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会を開催させていただきます。本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の会議では、コミュニティ広場再編及び学校再編について、委員の皆様からいただきましたご意見を反映した答申案の作成に向けて審議を行ってまいります。

本検討委員会の会議は本日が最後となり、来月6日に市長及び教育委員会へ答申を行う予定としております。したがって、本日新たなご意見等をいただいた場合は、この会議の中で答申案に反映させ、最終の答申案として取りまとめたいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。また、会議後に軽微な修正が生じた場合は、委員長の私が責任を持って確認し、答申いたしますので、一任くださいますようお願いいたします。

では、会議を始めます。机上に、会議次第、資料1「コミュニティ広場再編に関する答申案」、資料2「中間市コミュニティ広場再編基本構想案の調整内容について」、資料3「学校再編に関する答申案」、以上の資料をご用意しておりますが、不足はございませんでしょうか。

本日は、副委員長、B委員の2名が欠席ですが、10名中8名の委員にご出席いただいております。条例第7条第3項に規定される過半数以上の要件を満たしております。

それでは、次第により議事を進めてまいります。議事(1)「コミュニティ広場再編に関する答申案について」事務局から説明をお願いします。

【再編局長】

はい。私の方からご説明させていただきます。資料1の「答申案」をご覧ください。

1枚目が答申書の案となっており、2枚目以降に基本構想案を添付しております。

答申書の案について、中間市コミュニティ広場・学校再編検討委員会条例第14条第2項では、「市長及び教育委員会は、検討委員会に行った諮問について答申を受けたときは、その内容を尊重しなければならない。」と規定されております。その点につきまして再確認を行うとともに、「市民生活の向上」と「持続可能な行政運営」という、公共施設再編において柱となる2つのテーマの実現に向けて、最善を尽くすよう要望する形としております。

次に、基本構想案に関して、委員の皆様のご意見等を反映し、調整を行いました変更内容等について、ご説明いたします。資料1に添付しております基本構想案、1枚めくっていただきますと基本構想案を添付しておりますが、それと資料2、A4サイズの1枚ものになりますけれども、「中間市コミュニティ広場再編基本構想案の調整内容について」というペーパーをあわせてご覧ください。資料2につきましては、基本構想案の調整前後の比較表であり、左側が調整前、右側が調整後の内容となっております。

資料2の1ページ目の一番上段です。1行目、旧市立病院の課題として挙げております土壤汚染調査について、細かな修正を加えております。資料1の基本構想案では、4ページ(1)の欄になります。公共施設管理課で市有地の活用に関して研究等を進める中で、旧市立病院跡地活用に当たっては、土壤汚染対策法に基づく土壤汚染調査の必要性が極めて高いことが分かりましたことから、「必要性の」という記載を削除し、調査の実施を前提とした表現に変更しております。

資料2の2行目の解体を盛り込んだPPPに関する記載については、工期短縮等のメリットも考えられ、単に財政的効果のみを語るのは適当ではないと考え、「財政的効果の」という文言を削除しました。基本構想案では、5ページの(2)、(3)、6ページの(5)、7ページの(6)、(7)③に該当する文言がございます。

資料2の3行目、子育て支援センターの課題については、公共施設等適正管理推進事業債活用に伴う除却期限も迫っており、所管課において除却の検討も進んでいることから、PPPに関する記載は削除いたしました。基本構想案の該当箇所は、6ページ(4)の課題の欄になります。資料2の4行目、基本構想案では11ページの本文の部分になりますが、調整前に記載しておりました「現時点では様々な可能性を否定せず、今後の更なる検討により候補を絞っていくこととします。」という文言は、委員の皆様へのメッセージとして入れていた部分でもあり、次の段落に同様の内容の記載があることから、削除いたしております。

資料2の5行目は、同じく11ページの必要となる公共機能等を挙げた表の3番目の機能になりますが、委員からいただいたご意見を反映しまして、「要検討」としていた生涯学習機能を「必須」に変更し、説明欄は、「公共機能の集約及び複合を行う場合、各機能において共用が可能な会議室は必須となる。その他必要な諸室については、引き続き検討。」という記載に変更しております。

続いて、資料2の裏面をご覧ください。2ページの1行目についても、委員の皆様からいただいたご意見を反映し、教育支援機能を新設しております。該当箇所は、先ほどご説明しました生涯学習機能の下の欄、基本構想案11ページの生涯学習機能の下の欄に教育支援機能を新設し、「要検討」とし、説明欄には、「適応指導教室等の配置について検討を行う。」との記載を追加しております。

その下2行目、基本構想案12ページ本文に記載している解体工事の手法に関する記述について、「より財政負担が少ない手法」から「財政負担に配慮した手法」という表現に変更しております。これは、PFI活用により割賦払いとすることで財政負担の平準化を行う場合などもあることから、適当な表現に改めるものです。

3行目、基本構想案12ページに記載している旧市立病院の解体方針についての記述に変更を加えております。調整前は、「民間開発エリアとして活用する可能性が高く」と表現しておりましたが、先ほどもご説明しました、土壌汚染リスクが高い土地であるからこそ、その活用方法に関しては幅広く検討していくべきであると考え、その文言を削除させていただきました。なお、後段の土壌汚染調査に関する変更は、先ほどご説明いたしましたとおりでございます。

資料2の4行目です。基本構想案13ページと14ページが該当箇所となっておりますが、調整前は、整備例として、旧中央公民館側を公共施設ゾーンとする例のみを掲載しており、その方向性を前提として考えているとの誤解を与えやすい構成となっております。したがって、旧市立病院側を公共施設ゾーンとする整備例も掲載し、それぞれの主なメリット・デメリットを追記することで、幅広い選択肢の中から最適な整備方法を選択する形で今後の検討を進めることができるよう構成を調整いたしました。

基本構想案13ページの整備例(1)は、旧中央公民館側を公共施設ゾーンとする例です。

旧中央公民館側に公共施設を整備した後、体育文化センター及び旧市立病院を解体し、その跡地を民間開発ゾーンとする整備の流れです。主なメリットといたしましては、旧中央公民館は既に解体されていることもあり、早期に公共施設の整備に着手できる可能性が高いことが挙げられます。一方、デメリットは、土壌汚染リスクの課題を抱える旧市立病院側が民間開発ゾーンとなると、これが民間事業者の参入障壁になりかねないということが懸念される点が挙げられます。

基本構想案14ページの整備例(2)は、旧市立病院側を公共施設ゾーンとする例です。

旧市立病院を解体し、その跡地に公共施設を整備した後、体育文化センターを解体し、旧中央公民館側を民間開発ゾーンとする整備の流れです。主なメリットといたしましては、民間開発において旧市立病院の土壌汚染リスクを回避することが挙げられます。一方、デメリットは、旧市立病院跡地の安全性確保を行った後の解体及び整備となるため、公共施設の整備に期間を

要すると見込まれることが挙げられます。その場合には、整備の優先度に応じて、旧中央公民館側の土地を活用し、一部の公共機能を先行整備する検討も必要かと考えられます。最後に、5行目、一番下の列にありますけれども、基本構想案15ページに掲載しております再編イメージに関しまして、先ほどご説明いたしましたとおり、様々な整備例のうちの一つであることの説明として、※の3つ目に「旧中央公民館側に公共施設ゾーンを配置したと仮定し、作成しています。」という注釈を追加しております。コミュニティ広場再編に関しまして、委員の皆様のご意見等を反映し、調整いたしました答申案の内容についての説明は、以上になります。

【委員長】

はい、ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に対し、ご意見やご質問がありましたら、お願いいたします。

【A委員】

民間開発ゾーンと公共施設ゾーンということで説明がございましたが、前回も私が質問しましたけれど、必要な公共ゾーンを確保した上での余剰地としての民間開発ゾーンというそういう考え方でよろしいかというふうに意見を申し上げて、そうだと確認いただいております。しかし、今の説明ですと、あらかじめ面積的にほぼ半分半分くらいになるんでしょうかね。公共ゾーンを整備して、その後民間ゾーンの整備となれば、積み上がってきた公共ゾーンがより多くなったりした場合には、民間ゾーンが制約を受ける。逆に言えば、公共ゾーンも制約を受けるということも考えられるのでしょうか。

中央公民館側を公共ゾーン、あるいは旧市立病院側を公共ゾーンとしてもいいんですけど、今回示されたように、あらかじめそういうふうに分けるということになれば、大まかに面積が決まってくると思うんですね。そうしますと、コミュニティ広場全体の跡地活用の中で、仮に公共として必要な施設がそのゾーンに入らなければ、別のところに配置するとか、そういうふうになってしまうんじゃないかと思いますが、どうでしょうか。どうお考えでしょうか。

【再編局長】

はい。ご説明いたします。あくまでも円で囲んだ部分はイメージでございますので、A委員が言われたとおり、公共施設ゾーンの必要な施設を整備する面積を確保した後に、赤マルの方の民間整備ゾーンのマルが小さくなることはあり得ると思います。あくまでもイメージでございますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

【委員長】

他にございませんか。

ないようですので、それではコミュニティ広場再編に関しては、この答申案で市長へ答申することといたします。よろしいでしょうか。

それでは、次の議事に移らせていただきます。

議事（2）学校再編に関する答申案について、事務局から説明をお願いいたします。

【指名職員C】

はい。私の方からご説明をさせていただきます。資料3をご覧ください。

学校再編に関する答申書案につきましてご説明いたします。

本日ご説明いたします答申書案につきましては、前回の第6回委員会におきまして、新中学校施設における時代のニーズに合った学校づくりについて、施設整備の方向性として、教育委員会の考えをご説明し、ご意見をいただいた内容を取りまとめたものでございます。

1 答申事項でございます。

(1) 校舎、体育館、武道場等の整備の方向性につきましては、中間中学校及び中間東中学校の両敷地の既存校舎が耐力度調査の結果、子供たちの教育環境として十分な安全性を確保できず、構造上危険な状態にある建物に分類されますことから、両校とも取り壊し、新築することが望ましいとしております。

既存の体育館及び武道場につきましては、耐力度調査の結果、構造上危険な状態にある建物には分類されておりませんが、再編に伴う生徒数の大幅な増加によって、敷地面積の不足が見込まれますことから、校舎、体育館及び武道場を集約して建設し、敷地を最大限有効活用することが望ましいとしております。

(2) 敷地内段差や法面の整備の方向性についてです。

中間中学校敷地については、道路幅員が都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可の基準を満たしておりません。したがって、敷地内段差はスロープ整備によって解消することが望ましいとしております。

裏面をご覧ください。中間東中学校敷地につきましては、開発行為許可基準を満たしていること、学校施設再編後は、当該敷地に通う生徒数が大幅に増加することが見込まれますことから、敷地を全面造成することによって、敷地内段差をなくし、あわせて敷地を拡幅することにより、市有財産を最大限有効活用することが望ましいとしております。

同敷地の法面につきましては、勾配や周辺環境、経済性等を考慮し、基本的には植生工とコンクリート吹付工を組み合わせる手法により整備することが望ましいとしております。

(3) アクセス道の整備の方向性についてです。

中間中学校敷地について、アクセス道を拡幅整備するためには、隣接する民有地を買収する必要があることから、基本的には、正門側を生徒用、遠賀川側を車両用の道路にするなど、運用方法によって歩車分離することが望ましいとしております。

生徒の安全な通学環境の確保、また、指定避難所への安全な避難経路の確保の観点から、別事業において既存道路を拡幅することが望ましいとしております。

中間東中学校敷地については、全面造成し、東側の外扇・通谷線から歩車分離できる十分な広さのアクセス道を新設することが望ましいとしております。また、全周囲から通学を想定した通用門及び歩道を整備することが望ましいです。

(4) プール施設の整備の方向性についてです。

プール施設については、両敷地に整備せず、コミュニティ広場の公共施設ゾーンに屋内型の温水プールを整備し、各学校からバス等で通う形式とすることが望ましいとしております。

続きまして、2 付記事項でございます。上記1の答申事項(1)から(4)までの整備の方向性とするに当たりまして、前回の委員会でいただきましたご意見を、配慮していただきたい事項として付記しております。

まず、(1) 学校再編の早期実現に向けて最大限努力すること。

(2) 学校再編の取組みについて、情報発信に努めること。

(3) 工事期間中の生徒への支援策及び安全対策を十分検討すること。

(4) 学校再編の取組みについては、市の財政状況を考慮し、慎重に検討すること。

以上につきまして、学校再編に関する答申事項及び付記事項の内容でございます。

【委員長】

ただいまの事務局の説明に対し、ご意見やご質問がありましたらお願いいたします。

【D委員】

今説明を受けまして、すべて望ましいという言葉で色々なことが書かれているのですが、これについては、前回も私がお話しをさせていただきましたが、この望ましいことをすべて実行すると、予算額が約 200 億円かかるのですかね。

その 200 億円という支出が中間市の現在の体力において、本当に可能なのかと。

もし可能でないならば、それを進めていくと、どうしても後々財政的な面で負担を大きく強いられることになってしまうということが考えられるんですね。中間南中学校と中間東中学校で検討を行った結果、地理的条件で東中学校が選択されたということで、東中学校でも体力的に大丈夫じゃないかという考えで、東中学校と中間中学校が選定された経緯があると聞いてます。それでコンサルに依頼して概算事業費を調べたところ、200 億円かかるということで、大分違う額が計上されるような形になっていますので、これを強引に進めていいのかというところは、一つ懸念材料があります。

それと中間中学校の方なんですけど、「現在、あそこには遺跡があるので、工事や校舎の建て替えにかなりの時間を要するのではなかろうか」という情報も、私は聞いています。「あそこには埋蔵文化財などが埋まっているので、絶対に工事が止まる。そうなれば、建設にさらに期間を要することになるかもしれない。」ということも聞いています。

中間中学校の案が良いという、望ましい案を選択したとしても、結果的に時間もかかることが考えられますし、当初考えていた令和 10 年度開校というところが、既にずれ込んでいく形で計画が進んでいると思います。

だから、できるだけ早期に、この令和 10 年という文言を消して、すぐにでも「大体これぐらいの時期になります」という新たな目標を定めて、早期に発信をしないといけないと思います。皆さんが令和 10 年だと思ってるところもありますので、そういった面をちょっと考慮していただけたらと思っています。

私が一番懸念するところは、とにかく予算額です。予算額が当初の計画よりもかなり増額になっているということがございますので、例えば、南中学校での再編を再度考えると、一歩立ち止まって検討する必要があると思っています。私が前回お話をさせてもらいましたけれど、東小学校が空くという形になっていますので、東小学校の敷地で東中学校を整備すると、そちらの方が私は早期に実現できると思うんですね。4 年 5 年もかからずに。今の計画に入っていないので、私にはその建物自体の可能性が分からないですが、それを計画したときに、「その方が早い、良い建物ができる、予算も安くなる。」という形であれば、当然、中間市としてはそういった形で進めるべきだというふうに思います。

また、例えば中間中学校も、3 段を残す案が望ましいとされていますが、土地がないため中間中学校の敷地を利用するという形になっています。おそらく代替案がないのでこうなったとは思いますが、代替案が考えられるのであれば、再考する必要性が出てきているのではないかと率直に思うところがあります。

【指名職員 C】

今回この検討に当たり、実施計画として、設計会社に業務を委託いたしまして検討を進めてまいりました。

その結論として、前回の会議でお示しさせていただいた事業費、配置方針、敷地内段差の解消などの案になっております。委員からいただいた意見については、付記事項として「市の財政状況を考慮した中で慎重に検討すること」という文言を盛り込ませていただきました。学校再編の取組みについては慎重に検討していきたいと思っています。

また情報発信につきましても、実施計画で進めている内容の案の中できちんとスケジュール等も検討していくこととしており、早期に情報発信する取組みについて、今回の付記事項の中に入れていただいておりますので、その点につきましてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

【委員長】

はい。他にありませんか。

【E委員】

今、D委員から意見がありました。新中学校をどこにするかというのは、約4年前の令和4年4月26日から教育委員会の方と保護者の方と先生方で約1年半にわたり色々と話し合い検討した結果、令和5年12月15日に、教育委員会と保護者と学校側は、南中と中間中が良いのではないかと提案させていただきました。その後、市の方から地理的な条件等を踏まえ、東中と中間中が望ましいという回答をいただいて、令和6年5月2日から約2年間、中間中や東中の校舎を視察したり、保護者の方にアンケートを取ったりして、色々と学校再編に向けて動いてきました。またここで南中に、南中ではなくても、どこか他の場所になれば、また2年前に遡ることになり、保護者の方や先生方や皆さんにアンケートを取るなど、再度やり直さなくてはいけなくなり、更に開校が2年遅れてしまいます。その分工事費や人件費が高くなる可能性もあるので、そこも懸念材料になります。

PTAの代表といたしましては、予算は確かに増大していますが、子供達に安全で充実したより良い環境で学校生活を送ってもらうためにも、より早急の実現して欲しいと思っています。

【指名職員C】

今回の学校再編の答申案の付記事項の中でも、一番上の(1)として、「早期実現に向けて最大限努力すること」という文言を入れていただいておりますので、今後につきましても、しっかりと実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

【委員長】

はい。他にございませんか。

【A委員】

今議論になっております付記事項のところですが、この答申書にあります「望ましい」という形での市に対する答申が方向性として、一つあります。付記事項ということは、普通は、「これについては留意してください。」とかそういうことなんでしょうが、この付記事項の、特に問題になっています(4)では、「学校再編の取組みについては、市の財政状況を考慮し、慎重に検討すること。」となっています。

「慎重に検討すること」ということは、普通、結論をまだ得てないというふうに解釈できるんじゃないでしょうか。そうしますと、市の方では、D委員も言われたように、財政状況の問題、将来非常に重大な禍根を残す可能性があるという意見もありますし、「学校の再編の早期実現に向けて最大限努力すること」というのは、保護者や児童の要望もあるとは思いますが、「望ましい」という言葉と「慎重に検討すること」という言葉は、どういうふうに解釈したらよろしいんでしょうか。このとおりに読めば、「学校再編の取組みそのものを慎重に検討すること」というふうに、この付記事項は読めるんですよ。だからもう決められないということでしょう。よく検討してからもう1回決めてくださいという話になります。

そういうふうに私は考えますが、それで良いんですかね。

【指名職員C】

この答申に関しましては、教育委員会に答申としていただくこととなります。委員会としてのご意見として、教育委員会の方に答申をいただきまして、その中で今後、財政面につきまして、市長部局側にも答申内容をお伝えして進めていくこととなりますので、今回このような文言の表現にさせていただいてるところでございます。

今回の検討委員会で委員にいただいたご意見を踏まえて、「検討委員会の中で、財政状況のことについてのご意見がありました。」ということを経理部局側にも伝えていきたいと考えているところでございます。

【A委員】

極端に言うと、賛成意見と反対意見というのが真っ向からぶつかりあうような会議がありましたよね。その場合は多数決で決めるという、最終的な決め方はそんなんでしょうけれど、それは望ましいことじゃないですよ。そうしますと、答申書を出すときに、付記事項のところには、「委員からこういう意見がありました。」ということまで記載した上で、「慎重に検討してください。」というような書き方をした方が良いと思います。

D委員が言われたようなことをもう少し具体的に記載する必要があると思います。付記事項の(4)の「市の財政状況を考慮し慎重に検討すること」とは、意味するところはそういうことなんじゃないかと思うんですが、これだけではよく分からないですよ。もう少しきちんと記載しないとイケないと思います。できるならば全会一致で答申を出すのが一番良いのですが、少数意見についてもきちんと記載するとか、そういう答申書の作り方をされた方が良いんじゃないでしょうか。

【委員長】

ご意見ありがとうございます。会議が本日で最後になりますので、内容については、もう一度、事務局側と再検討させていただきます。事務局、よろしいでしょうか。

【指名職員C】

はい。

【委員長】

他にありませんでしょうか。

ないようですので、学校再編に関する答申案については、先ほどご説明させていただいたとおり、記載内容について再度事務局と話し合って検討し、再作成いたします。

その答申案を教育委員会へ答申することといたしますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。以上で本日の議事はすべて終了いたしました。本日が最後の会議となりますので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

私が委員長を務めさせていただいたのは、昨年10月からの約4ヶ月間という、短い期間ではございましたが、審議を円滑に進めることができ、本日をもって答申案を取りまとめることができましたのは、ひとえに委員の皆様、そして事務局の方々のご尽力によるものであると感謝いたしております。誠にありがとうございました。

また、事務局におかれましては、市民の皆様のことを第一に考え、より良い再編となるように、引き続きのご尽力をお願いいたします。

では最後に事務局から連絡等ありましたらお願いいたします。

【再編局長】

はい。委員長、そして委員の皆様、誠にありがとうございました。
最後に事務局を代表いたしまして、統括官から一言ご挨拶申し上げます。

【統括官】

お疲れ様です。委員の皆様には、「市民のために」という、熱意のこもった忌憚のないご意見を多く賜り、誠に感謝申し上げます。皆様に賜りました多くの貴重なご意見を、コミュニティ広場再編や学校再編はもちろん、今後の市政にも生かしていきたいと考えております。長期にわたり、どうもありがとうございました。

【委員長】

ありがとうございました。以上をもちまして、会議を終了いたします。
皆様、大変お疲れ様でございました。